

会議等結果報告書			
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	275
		決裁期日	平成30年1月31日
名 称	第4回上富良野町協働のまちづくり推進委員会		
日 時	平成30年1月24日（水） 午後6時33分～午後8時45分		
場 所	役場3階 第2会議室		
出席者	協働のまちづくり推進委員11名（別紙名簿のとおり） 事務局：町民生活課自治推進班 野寺主幹、船引主査 合計13名		

[進行：事務局（町民生活課自治推進班主幹）]

### ◎会長あいさつ

ご多忙のところお集まりいただきお礼申し上げます。前回、自治基本条例の見直しを今年度中に行うこととしたことから1月以降の会議について副会長と話し合い、全委員で内容を1条ずつ見ていくこととした。1回では終わらないと思われるので、2～3回に分けて内容を検討する。当初は2グループに分けて見直す予定であったが、参加者が少ないためグループに分けずに実施するので委員の皆様からのご意見をいただきたい。

[進行：稲毛会長]

### 1 議題 自治基本条例の見直しについて

事務局（野寺主幹）より「上富良野町自治基本条例解説書」を1条ずつ読み上げ、委員より意見をいただいた。

#### 【第2条】用語の定義

北副会長：用語の「町」は町のすべての執行機関等となっているが商工会は入るか。

野寺主幹：ここでは町の行政機関をいい、商工会は行政機関とは別の組織なので対象外。

◎変更点は無いが用語を確認した。

#### 【第5条】自助・共助・公助の原則

持安委員：以前、会議の中で自助・共助・公助のほかに最近出てきた互助を入れるかどうかという話があった。本日欠席の委員の意見だったがここではその件も検討するのか。

野寺主幹：この場にいる委員で検討し、欠席の委員については本日の会議録を送付して意見をいただくこととする。

北副会長：互助は共助の中に含まれているので、このままで良いのでは。

持安委員：互助が示すものはお隣、近所で助け合うことで、共助の指す社会全般の住民会や社会保障の助け合いよりも範囲が狭いという解釈。自分としてはこのままで良い。

北副会長：基本理念であるので、共助は範囲が大きくても良いと思う。

菊池(哲)委員:厚生労働省からは介護福祉の分野で互助、近所も加わり4つになっている。  
◎福祉分野のみで使われる用語ではないか用語を確認し、次回会議で報告する。

#### 【第8条】子どものまちづくりに参画する権利

稲毛会長:条文では「満20歳未満の青少年及び子どもは～」と年齢を20歳としているが、選挙権は18歳からになった。しかし、飲酒やたばこは20歳からとなっているのでどのように判断するか問題。

野寺主幹: その点と条例を連動させるかどうかが問題。あくまでもまちづくりに参画する権利の範囲を定めているだけで、町民全員が参画する権利はあるというのは変わらないため、変更するかどうかは考え方による。選挙権と合せるかどうか焦点となる。ユニセフの「子どもの権利条約」では18未満を「子ども」と定めているので、条約と合せているものもある。

北副会長: 18歳にしても良いと思う。「子ども」という定義がふさわしいか問題がある。

野寺主幹: 児童福祉法と子どもの権利条約では両方とも18歳未満とされている。選挙権のように「投票できる」といった具体的な権利を与えるものと比べると、まちづくりに参画する権利は規定しなくとも誰でも参画できるものである。条例で年齢を定めるのは町民に意識づけるために明文化している。子どもの定義を児童福祉法や選挙権と整合性を合わせるかどうか問題。

稲毛会長: どの年代でも参画する権利があるのであれば、あえて年齢を定めなくとも良いのではないか。

北副会長: しかし、年齢を定めないと条例としては漠然としたものになるため、定めたほうが良いのでは。

野寺主幹: 年齢を定めるのであれば根拠は必要。国際的な定義でもあるユニセフの条約や日本の投票権なども考えて条例を変更する必要がある。

松下委員: 町の自治にかかわる議会を選ぶのは18歳以上なので18歳未満にしてはどうか。若しくは年齢を入れない方が良いのではないか。

野寺主幹: 精神的なものと、議会議員を選べないなど政治に参加する権利がない子どもでも自治にかかわることができるという考え方に合わせるのであれば18歳未満が変更理由として明確になると思われる。

◎選挙権に合わせて18歳未満と条例を変更するほうが良いという意見あり。この時点で会場にいた委員全員(稲毛会長、北副会長、渡辺委員、松下委員、森本委員、三島委員、持安委員、榎谷委員)が賛成。

#### 【第17条】総合計画

持安委員: 第17条を変更しなくともよいが、総合計画が上富良野町で求められているものとなっているかが疑問。特定分野ごとに計画は作るが「なんでもある」計画になり、詳細が見えないものになっているのでは。町、議会、町民が計画をチェックしないと事務がしやすいだけの計画になっているのではと思う。

野寺主幹: ご意見として受け止める。

#### 【第22条】行政評価

森本委員: 行政評価の中には監査が含まれるのか。

野寺主幹: 監査委員は行政のチェック機関として機能しているもので、ここでは町の業務

について町が行政評価をすると書かれている。評価する仕組みとしては各担当課の自己評価に加え、庁内に組織を設けて事務事業評価を行っており、その評価結果は公表している。

持安委員：22条はこれで良いが、行政評価には町民も参加する必要がある。ホームページなどで公開しているものは会議録のみで添付資料はなく、会議録には「資料に沿って説明」とある。資料も公開して町民が評価できる場面が必要。

### 【第33条】町と町民の防災の役割

菊池(哲)委員：計画に沿ったものとしているが、予知できない、想定できない災害も多いことから、計画に沿った対応というよりも過去の経過を踏まえて想定されるものに対して対応するとしたほうが良いのでは。また、計画を立てるのは良いが、町の対応が計画を超えたものについても対応するとした方が良いのでは。

野寺主幹：基本は想定しうる災害について計画を立て、これを基に行動するものであって想定を超えるものすべてについて対応するというは無理なのでは。

北副会長：計画には想定外のことも対応することが盛り込まれるのでは。想定外のことが起きればその時点で考えることで良いのでは。

森本委員：町外で起こった噴火の事例も含めて考える文を添えては。

野寺主幹：十勝岳の噴火を想定して防災計画を立てているが、想定外のものを含めるのであれば過去に噴火したほかの山についても想定が必要になる。今回、群馬県で噴火した火山は3,000年前に噴火したものだ。十勝岳も3,000年前を想定するのであれば、現在活発な62-2火口だけでなく、もっと別の場所が噴火したこともあると思われるので極めて広大な範囲の計画になる。それでも一文を記載するのであればご意見いただきたい。

菊池(哲)委員：東日本大震災の被災地では、過去に「この場所には家を建てない」という言い伝えが守られてきていたが、堤防をつくる計画を立てたため、言い伝えに背いて家を建てて津波の被害を受けた地域もある。このことから過去の経験を生かした計画を立てることを一文に入れた方が良いのでは。

野寺主幹：「発生が予測される」と書いてあり、計画する際に過去の事例について明文化しなくても、計画内容に生かしていれば問題ないと思う。それらを含めて予測される事態という意味だと考えるが、皆さんの意見はどうか。どうしても必要とするか。

北副会長：このままで良いのでは。条例に「総合的な計画」と記載されているので過去の経験も考えて計画すれば良いだけでは。

菊池(哲)委員：条例の文は変更せずに、解説で「過去の経験を踏まえての計画とする」ことを盛り込んでどうか。

◎事務局へ条文は変更せずに、解説に入れるか検討してほしいと意見あり。

### 【第36条 2】町民投票の請求と発議

稲毛会長：町民投票を発議する際には「議員定数の12分の1以上の賛成者を得て」とあるが、もし議員が10人以下になれば条例の変更が必要ではないか。

◎議員数が増え変わった際には検討が必要。現時点では変更なし。

### 【第38条 2】他の自治体等との連携

菊池(哲)委員：「町は、広域連合や一部事務組合等を活用し」とあるが、町で一部事務組合を構成している事例があるか。

野寺主幹：以前は消防署などが一部事務組合であったが、現在は広域連合であるため、一部事務組合の構成状況と今後の見込みについて確認する。

#### 【第40条】条例の見直し等

稲毛会長：この条例は施行後5年以内に見直しするようになっているが、他に自治基本条例を見直す団体はあるか。

野寺主幹：当委員会のみ。

稲毛会長：この見直しに対して責任を感じる。

三島委員：町民に協働のまちづくりについて意識を持って活動してもらうことを推進することが大切では。

菊池(哲)委員：どのように広めるか検討が必要だと思われる。

## 2 その他

まちづくりフォーラムが2月19日(月)の18:30より保健福祉総合センターかみんで開催することを告知。町民4人とコーディネーターの北海道科学大学の梶谷教授によるパネルディスカッションを主体とし、うち3人は協働のまちづくり推進補助金を活用していることから、事業報告も兼ねていることをお知らせした。

### 次回会議について

次回会議については、会長、副会長と協議する。

条例については今回の会議録を欠席した委員に送付し、意見がないか確認した後、出された意見を踏まえて町として条例の改正について検討する。

### ◎副会長あいさつ

今回は自治基本条例についてすべての条文を2時間かけて見直しを行い、皆様からたくさん意見をいただき感謝申し上げます。意見の中では確認が必要な部分があったので事務局に確認作業をお願いしたい。

【会議録は決裁終了後、行政ホームページ、町政情報提供コーナーに公開】